

亀山市告示第40号

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱（平成23年亀山市告示第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1資産証明関係の部固定資産評価証明書の項の次に次のように加える。

固定資産評価通知書	要
-----------	---

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。